

長野市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年10月23日

| | |
|---------|--------|
| 長野市監査委員 | 鈴木 栄 一 |
| 同 | 轟 光 昌 |
| 同 | 小林 義 直 |
| 同 | 小林 治 晴 |

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・前期）(25 監査第 52 号) 分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について (2)小規模工事の設計について 契約工期の設定に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>次の 2 件の工事は、共に契約金額 50 万円以下であり、契約工期は 2 日間であった。 篠ノ井村山健康スポーツセンター冷房設備工事 安茂里体育館カーテン・レール取替工事 長野市土木工事共通仕様書の用語の定義では、「工期は、工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう」と定めており、緊急の補修等を除いた通常の工事は、資材調達の準備期間、施工期間、試運転日及び書類整備等の期間が必要である。 契約金額 50 万円以下の工事であっても、工事内容に即した、適正な工期の確保に努められたい。</p> <p>(体育課)</p> <p>2 積算について 工事費の積算に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>(2)所定の共通仮設費率に含まれる準備費の除草等の費用を別途積上げ計上していたもの</p> <p>① 豊野支所駐車場整備工事 ② (仮称) 北部スポーツレクリエーションパーク建設工事</p> <p>以上については、国及び県の積算基準に基づき、工事費積算の適正化を図るとともに、チェック体制を強化されたい。</p> <p>(都市内分権課、豊野支所、体育課、公園緑地課)</p> | <p>契約工期の設定が 2 日間であったことについては、小規模工事の設計において、職員の工期設定の認識不足が原因であったため、直ちに工期の定義を確認し、平成 25 年 7 月 17 日以降の工事について、内容に即した適正な工期の設定をするよう改善を図った。</p> <p>(体育課)</p> <p>機械除草工等を準備費として別途積上げ計上したことについては、県の積算基準 2-3 準備費(1)-4「工事施工上必要な準備作業」に該当すると判断したものであるが、工事施工範囲の除草作業は上記に該当せず、共通仮設比率に含まれるものであり、運搬費及び処分費のみ別途計上するものであると判明した。</p> <p>今後は、積算基準に則り適切に積算するよう、平成 25 年 8 月 20 日、職員に周知徹底をすることで改善を図った。</p> <p>(体育課、公園緑地課)</p> |